

令和4年度小城市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症のまん延は、国民の日常生活に長期的な影響を及ぼし、災害の頻発や人口減少社会到来における課題に加え、貧困や社会的孤立の急激な拡大をもたらし、生活の課題はさらに深刻化するとともに、地域での福祉活動についても休止や縮小を余儀なくされる等、社会に甚大な影響を及ぼしています。

国ではウィズコロナ時代での社会保障の充実を掲げており、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制整備の構築を目指しています。

このような状況を踏まえ、生活困窮者への支援については、迅速な対応を継続するとともに住民同士の支え合い活動についても「だれもが心の豊かさと幸せを実感できる健康・福祉のまち 小城」の実現を目指していかなければなりません。

また、近年多発する大規模な自然災害については、市と災害時における支援に関する協定を結び、災害の規模に応じてニーズ受付、ボランティアの受入や派遣調整など様々な活動を行っていきます。

令和4年度は「第4次地域福祉活動計画」の初年度となることから、小城市とのパートナーシップのもと、社協の総合力とネットワークを活かして、これまで積み上げてきた住民主体の地域福祉活動のさらなる発展を目指すとともにコロナ禍において深刻化したさまざまな課題にも迅速に対応すべく、関係機関や団体、福祉施設等との連携と協働による権利擁護、生活支援、質の高いサービスの充実に努め、福祉のまちづくりを推進します。

II 基本目標

1 気軽に相談できる環境づくり

福祉に関するわかりやすい情報提供や多様な生活課題に対して分野を問わず連携し、相談できる環境づくりを進めます。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域での見守りや支え合いの体制の推進と災害時の支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3 みんなで支える地域づくり

福祉の啓発と交流の場の普及や福祉教育・ボランティア活動を推進し、みんなで支える地域づくりを進めます。

区 分	主 な 事 業 内 容
2. 地域福祉活動事業 担当 陣内康 井上一	4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成
担当 井上一	5. ボランティア活動 <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整) ② 小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援 ③ 小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援 ④ 小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円を助成します。 (1団体) ⑤ ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *傾聴ボランティア養成講座 人の話に耳を傾け、その方の思いを受け止める傾聴ボランティアの養成やスキルアップを行います。 *災害ボランティアセンター設置訓練 大雨想定災害ボランティアセンター設置訓練を行い、社協職員、関係団体の意識の共有を行います。 ⑥ 福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童や生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただき、プログラムに基づいた「福祉の学び」を提供します。福祉団体、個人、社協の協働で、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて福祉教育の推進に努めます。
担当 井上一 吉村	6. 小城市支えあいセンター事業 令和3年度(1月末現在)は102名の利用者、62名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を357件行っています。 利用者の要望として付き添い支援を希望される方が増えているため、協力できるボランティアを育成します。また、地域に住む高齢者や障がい者などが抱える日常生活のうえでのちょっとした困りごとにも対応出来るよう住民相互の助け合い活動を推進します。
担当 原 陣内康 井上一 各支所	7. 福祉教育・援助活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 (1地区3万円を限度として最長5年間助成、14地区予定。また、5年を終了した地区に対し1万円を限度として助成、25地区予定) ② 保護司会・遺族会・原爆被害者友の会への助成 ③ 弁護士無料法律相談所の開設(毎月1回、各町回し)

区 分	主 な 事 業 内 容
2. 地域福祉 活動事業 担当 原 陣内康 井上— 各支所	<p>④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援 総会 4月に開催 研修会 9月に開催 「心豊かな子どもを育てる運動合同研修会」 役員会 年5回開催</p> <p>⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援 単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。 民生委員からの気がり情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。</p>
担当 陣内康	<p>8. 福祉サービス利用援助事業の実施 認知症・精神障がい・知的障がい等で判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら、安心して住み慣れた地域で生活が送れるように福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりを支援します。</p>
3. 福祉資金 貸付事業 担当 陣内康 永 中島 各支所	<p>1. 県社協生活福祉資金の相談受付 貸付相談に対し、ハローワークや福祉事務所と連携して対応します。</p> <p>2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円） 貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。</p>
4. 市受託事業 担当 古賀和 諸隈 野田春	<p>1. 南部(牛津・芦刈)生きがいデイサービス事業（ひまわり） 特定高齢者に対し、積極的な筋力向上や生きがい活動を行い生活機能の低下を防ぎ、要支援・要介護状態になることを予防するとともに高齢者ができる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>①元気アップ教室（4月～9月） 健康運動士による「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。</p> <p>②フォローアップ教室（10月～3月） 元気アップ教室を終了した人を対象として継続的に「いきいき百歳体操」を行います。</p> <p>③生きがい活動支援 レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけるように支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。</p> <p>④地域住民との交流会 こども園、小学校、中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。</p> <p>⑤高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ 地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
4.市受託事業 担当 古賀和 諸隈 野田春	⑥デイサービス事業の周知 民生委員児童委員会へ出席しデイサービス事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。特に男性の利用者が極端に少ないため増加に努めます。 ⑦新型コロナウイルス感染症の拡大により事業が休止された際は、電話で生活状況や体調面について聞き取りを行い必要などときには関係機関と協力し支援を行います。
担当 森	2. 軽度生活支援事業 在宅で日常生活上の援助を必要とする概ね65才以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、自立した在宅生活の継続を図るためホームヘルパーが訪問し、感染予防を行いながら、掃除や買い物・洗濯・ゴミ出し等の簡易な家事支援や生活上の相談への助言等を行います。 ①地域ケア会議への参加 月1回の地域ケア会議への参加により、困難事例の検討や新規利用者の審査等を行い各事業所と連携を取っていきます。 ②高齢福祉サービス等の情報提供や利用支援 介護保険サービスや高齢福祉サービス等に対する相談に対し、情報の提供や関係機関への連絡等の支援を行います。 *地域生活応援業務（見守り活動） 地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で福祉サービスを利用されていない方が、安心して生活できるように、地域や民生委員の方と連携して見守りを行います。
担当 橋本	3. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送） 利用対象者は、身体・療育・精神の各手帳所持者で要件に該当する方や要介護認定の方で公共交通機関を利用することが困難な方です。 感染予防を行いながら安全運転で支援します。
担当 井上ー 各支所	4. 愛の一声運動推進事業 訪問連絡員による、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。 見守り体制の強化のため、民生委員・児童委員と協力し事業を展開していきます。 訪問員として必要な知識を学ぶことが出来る研修会を開催します。（年1回）
担当 野田千 中原 嘉村 秋山	5. ふれあいサロン事業 保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。 「桜楽館」→週3回、「アイル」「ひまわり」→週1回 地区公民館 35箇所開催（R3年度）→ 28箇所（R4年度） 自主サロン 46箇所開催（R3年度）→ 46箇所（R4年度）

区 分	主 な 事 業 内 容
4. 市受託事業 担当 野田千 中原 嘉村 秋山	①相談支援(ニーズ把握・つなぎ支援) 物忘れ等の気がかり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。(長谷川式スケールで早期発見への取り組み) ②市民ボランティアとの連携・発掘 市民ボランティアセンターとの連携や地域ボランティア協力員の発掘を行います。 ③ふれあいサロン交流会の開催 サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。
担当 船津 木塚 山田 中村真	6. 子育て相互支援事業 (ファミリーサポート・センター事業) (子どもの一時預かり、送迎、家事支援) ①軽度の病気・病後児の託児 ②育児サポーター養成講座及び研修会の開催 多様なニーズへの対応ができるように24時間の講習と子育てサロンで半日実習を行います。 ③利用料補助 7. 地域子育て拠点事業 ①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応出来るサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。 ②子育ての悩み相談(随時)
担当 平石 原 古賀明	8. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営 9. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営 両施設ともに令和4年度も引き続きワクチンの集団接種会場となっているため利用に制限があるものの、感染対策を行い子育てサロンやふれあいサロン、デイサービス等の利用に支障がないよう対応して行きます。
担当 井上ー	10. 高齢者生きがいづくり講座の開催 (6講座) 高齢者の生きがいや社会参加を促進するとともに感染症対策を行いながら趣味を生かした仲間づくりを目的に開催します。 ①生け花 ②水墨画 ③短歌 ④園芸教室 ⑤写真教室 ⑥健康マージャン教室(4会場)
担当 土岐 佐々木 大垣内 古賀聖 陣内祐	11. 小城・多久障害者相談支援センター事業 (小城保健福祉センター「桜楽館」に設置) ①障害者相談支援事業 ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業者、医療機関等との連携で地域生活を支援します。 ②地域生活支援拠点事業 ・24時間365日の相談体制を継続します。 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談等を実施主体である小城市・多久市と共に実施します。 ・緊急時における支援体制構築及び強化に向けた研修会を開催します。

区 分	主 な 事 業 内 容
4. 市受託事業 担当 土岐 佐々木 大垣内 古賀聖 陣内祐	③障害者虐待防止センター事業 ・虐待の相談、通報及び届出に対応します。 ④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。 ・サービスの提供に当たっては、十分な感染防止対策を行いながら実施します。
担当 陣内康 永渕 中島	1 2 . 生活困窮者自立相談支援事業 経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。 ①相談窓口の設置 小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。 ②自立支援計画の策定 プランを作成し本人にそった支援を行います。 ③住居確保給付金の支給 離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の支給を行い、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。 ④関係機関等の連絡・調整 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
5. 介護保険事業 担当 卯野木 牧瀬 平野	1 . 居宅介護支援事業（芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） ①運営方針 常に利用者の立場にたって、利用者が住み慣れた環境で自分らしく尊厳のある生活ができるように支援します。 ②内容 相談援助、ケアプランの作成、サービス調整、定期訪問、モニタリング、更新認定調査、住宅改修支援、介護請求等を行います。 ③支援方法 主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人 計3人で対応。 要介護1から要介護5までの介護認定者に対し、心身の状態を確認し、利用者・家族の意向を尊重した中立公正な自立支援を実施します。 ④目標（令和3年度居宅介護支援） （居宅サービス計画・ケアプラン作成） 月間利用者105人 ケアマネージャーの資質の向上を図り、支援のスキルアップに努めます。そして、利用者や地域住民の方の困りごとに適時対応できるように佐賀中部広域連合、地域包括支援センター、医療機関、サービス事業者、民生委員・児童委員等とネットワークを強化して、連携を図ります。

区 分	主 な 事 業 内 容
<p>6. 中部広域 連合受託 事業 担当 卯野木 鳥羽 北村昌 井上智 前田 北村裕 佐藤 中村純 末岡</p>	<p>1. 地域包括支援センター（包括的支援事業） （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） 小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南） 牛津町・芦刈町の高齢者等を対象</p> <p>① 介護予防ケアマネジメント 介護保険認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）等への支援を行います。 ・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント</p> <p>② 総合相談支援 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援 ・困難事例対応</p> <p>③ 権利擁護 ・権利擁護に関する啓発 ・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応 ・消費者被害の防止</p> <p>④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ・介護支援専門員に対する支援 （地域ケア会議 年13回開催予定、個別事例検討、出前講座）</p> <p>⑤ 生活支援コーディネーター ・市と連携しながら、担当圏域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けて取り組みます。 ・生活支援コーディネーターは、生活体制整備事業推進のため市の設置する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になって行います。</p> <p>⑥ 認知症地域支援 ・認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービスなどがうけられるよう関係機関と連携しながら状態に応じた適切な支援体制の構築と認知症ケアの向上を行います。 ・認知症推進員は事業推進のため市の認知症政策と一体になって地域における「認知症理解の促進」を行います。（認知症サポーター養成講座の実施等） ・認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みづくり。 （チームオレンジコーディネーター配置等）</p>
<p>7. その他</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症に向けた対策について 当協議会で行っている事業について、感染対策に十分注意を行い、利用者が安心して参加できるように努めます。</p> <p>① マスクの着用を利用者に協力してもらうように努めます。 ② 利用者同士の間隔を十分に取って感染防止に努めます。 ③ 人が集まる事業については、検温や手指消毒などの対策を行います。 ④ 感染者が拡大したときは、休止も含め行政と協議を行い、まん延防止に努めます。</p>